

## 国交省、都道府県

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定



## 市町村

(水防法第15条)

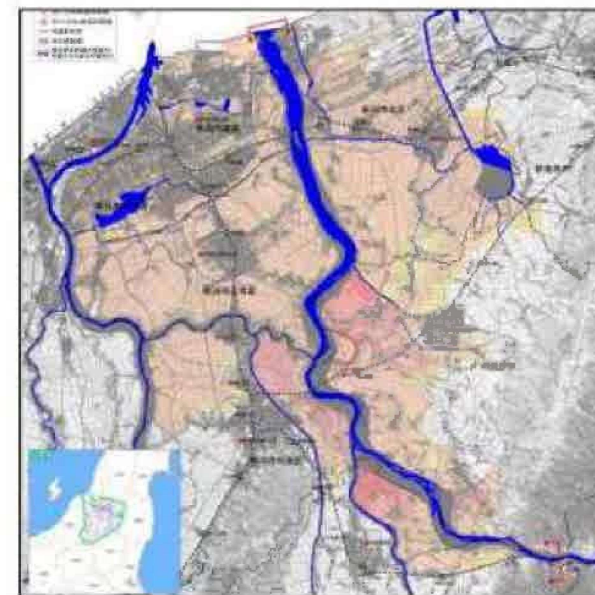
地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載



## 要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)  
自衛水防組織の設置(努力義務)



洪水浸水想定区域

※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

# 要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

## 【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への施設名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

## 【水防法第15条の3 1、5及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・ 避難確保計画の作成（義務）
- ・ 訓練の実施（義務）
- ・ 自衛水防組織の設置（努力義務）

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

## 【水防法第15条の3 2、5及び8項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・ 避難確保計画の市町村への報告（義務）
- ・ 訓練結果の市町村への報告（義務）
- ・ 自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告（義務）

施設に避難確保計画及び訓練実施結果等の報告を義務づけ

## 【水防法第15条の3 3、4及び6項】

市町村長は、以下の行為ができる

- ・ 計画が未作成の場合、施設の所有者又は管理者に対する必要な指示
- ・ 指示に従わなかったときは、その旨の公表
- ・ 計画の作成や訓練の結果の報告を受けたときは、必要な助言又は勧告

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表等ができる

# 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（洪水）

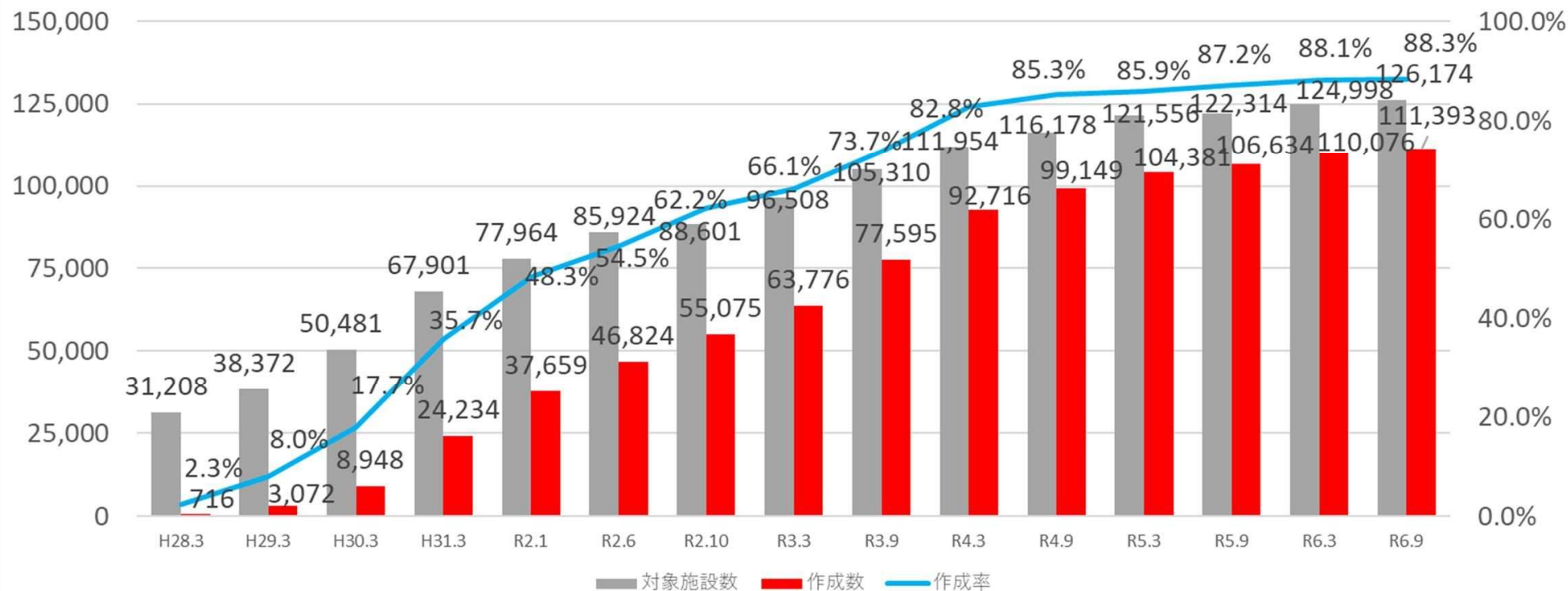
- 令和6年9月30日時点で、対象施設※は126,174施設、うち計画作成済みは111,393施設（約88%）。
  - 令和5年度に避難訓練を実施した施設数は、48,569施設。（※令和6年3月31日時点）
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和6年9月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	避難訓練の実施
要配慮者利用施設	126,174	111,393	48,569 <sup>*</sup>

（※令和6年3月31日時点）

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

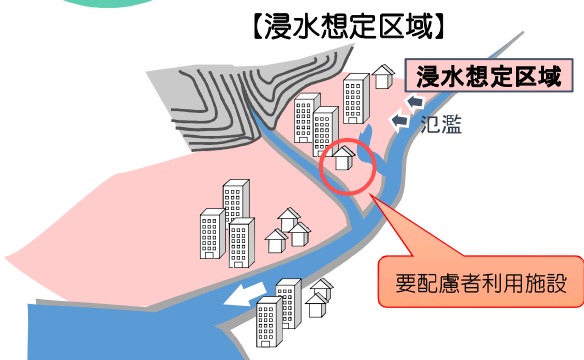
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

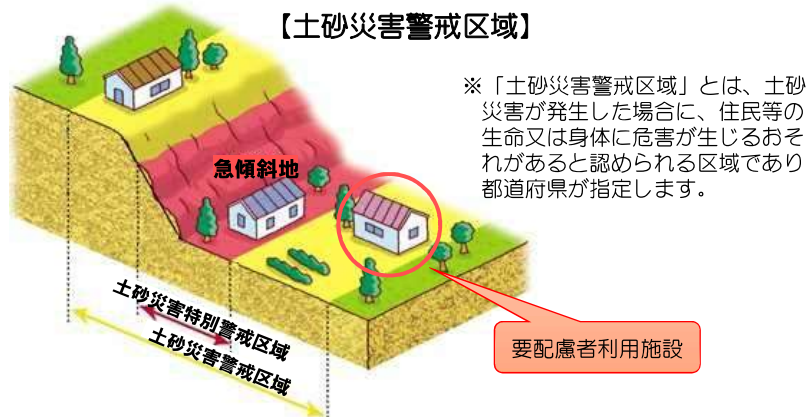


## 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

**要配慮者利用施設** とは…  
 社会福祉施設、学校、医療施設  
 その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

- |                           |                      |                     |
|---------------------------|----------------------|---------------------|
| <b>（社会福祉施設）</b>           |                      | ・児童福祉施設             |
| ・老人福祉施設                   | ・障害児通所支援事業の用に供する施設   | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 |
| ・有料老人ホーム                  | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設  |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・一時預かり事業の用に供する施設     | ・児童相談所              |
| ・身体障害者社会参加支援施設            | ・児童相談所               | ・母子・父子福祉施設          |
| ・障害者支援施設                  | ・母子・父子福祉施設           | ・母子健康包括支援センター 等     |
| ・地域活動支援センター               | ・母子健康包括支援センター 等      |                     |
| ・福祉ホーム                    |                      |                     |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設       |                      |                     |
| ・保護施設                     |                      |                     |
| <b>（学校）</b>               |                      | <b>（医療施設）</b>       |
| ・幼稚園                      | ・義務教育学校              | ・特別支援学校             |
| ・小学校                      | ・高等学校                | ・高等専門学校             |
| ・中学校                      | ・中等教育学校              | ・専修学校（高等課程を置くもの） 等  |
|                           |                      | ・病院                 |
|                           |                      | ・診療所                |
|                           |                      | ・助産所 等              |

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3

### 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

#### 法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

#### 避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



## 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



### お知らせ

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。これに伴い、手引き等に記載されている「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」は「警戒レベル3 高齢者等避難」に、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示(緊急)」は「警戒レベル4 避難指示」に、「警戒レベル5 災害発生情報」は「警戒レベル5 緊急安全確保」に読み替えていただきますようお願いいたします。

### 全国の取り組み状況

#### 要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（令和6年9月30日現在）

- ◆ 水防法（洪水）に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 126,174  
うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 111,393  
[都道府県別の作成状況（PDF：32KB）](#)  
[市町村別の作成状況（PDF：190KB）](#)  
[都道府県別の作成状況（グラフ）（PDF：194KB）](#)
- ◆ 計画の作成推移  
[作成推移（令和6年9月30日現在）（PDF：226KB）](#)
- ◆ 過去の作成状況  
令和6年3月31日現在  
[都道府県別の作成状況（PDF：33KB）](#)  
[市町村別の作成状況（PDF：196KB）](#)  
令和5年9月30日現在  
[都道府県別の作成状況（PDF：83.1KB）](#)  
[市町村別の作成状況（PDF：552KB）](#)
- ◆ 水防法等に基づく取組状況  
[作成状況（令和6年9月30日現在）（PDF：44KB）](#)

## 避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等

- ▶ 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)([PDF:5.4MB](#))
- ▶ 様式編
  - 社会福祉施設 ([XLSX : 1.7MB](#))
  - 学校 ([XLSX : 1.8MB](#))
  - 医療施設 ([XLSX : 1.8MB](#))
- ▶ [過去の手引きはこちら](#)
- ▶ 記載例
  - 社会福祉施設 ([PDF:4.2MB](#))
  - 学校 ([PDF:7.6MB](#))
  - 医療施設 ([PDF : 7.8MB](#))
- ▶ 避難訓練実施報告書 (様式例)
  - 社会福祉施設([WORD:40KB](#))
  - 学校 ([WORD:40KB](#))
  - 医療施設 ([WORD:41KB](#))
- ▶ 避難確保計画チェックリスト
  - 社会福祉施設の避難確保計画 (非常災害対策計画を含む) チェックリスト ([WORD:27.6KB](#))
  - 医療施設における避難確保計画チェックリスト ([WORD:28.5KB](#))
- ▶ 動画
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント (約18分) ([YouTube](#)) **NEW**

## お役立ち情報

### リーフレット

- ▶ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と活用について([PDF : 1.09MB](#)) **NEW**

### 要配慮者利用施設における避難確保に関する e ラーニング教材

- ▶ ナレーション付き動画(約21分)([YouTube](#))
- ▶ テキスト([PDF:5.2MB](#))([PPTX:28MB](#))

### 避難確保計画作成の参考資料

- ▶ 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害) ([PDF : 11.21MB](#))
- ▶ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集 ([PDF : 3.62MB](#))
- ▶ 要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集 ([PDF : 1.47MB](#)) **NEW**

### 水防法・土砂災害防止法の改正について

- ▶ 都道府県・市町村の担当者向け ([PDF : 359KB](#))
- ▶ 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け ([PDF : 368KB](#))

### 洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- ▶ [ハザードマップポータルサイト](#)
- ▶ [浸水ナビ](#)

### 雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- ▶ [川の防災情報](#)

## 講習会プロジェクト

- ▶ [避難確保計画作成講習会の概要 \(PDF : 495KB\)](#)
  - ▶ [要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル \(PDF : 22.8MB\)](#)
    - <活用ツール>
    - [活用ツール①：講習会開催の案内文、送付資料等WORD : 4.21MB](#)
    - [活用ツール②：講習会準備のチェックリストWORD : 46KB](#)
    - [活用ツール③：説明資料フォーマット（基本方式前期）PPT : 63.3MB](#)
    - [活用ツール④：説明資料フォーマット（基本方式後期）PPT : 5.76MB](#)
    - [活用ツール⑤：説明資料フォーマット（実践方式）PPT : 58.97MB](#)
    - [活用ツール⑥：説明資料フォーマット（簡易方式）PPT : 47.90MB](#)
    - [活用ツール⑦：ワールドカフェ司会進行表（案）WORD : 41KB](#)
    - [活用ツール⑧：避難確保計画チェックリストExcel : 20KB](#)
    - [活用ツール⑨：避難訓練チェックリストPPT : 14.5MB](#)
    - [活用ツール⑩：避難訓練報告様式WORD : 26KB](#)
    - [活用ツール⑪：Q&A PDF : 128KB](#)
    - ▶ [一括ダウンロード \(ZIP : 188MB\)](#)
    - ▶ [以前のバージョンはこちら \(ZIP : 7.97MB\)](#)
    - ▶ [要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について \(YouTube MLIT channel\)](#)
- ※講習会プロジェクトの活用ツールについては、令和3年5月の水防法改正前のツールとなります。

## 災害情報普及支援室（全国の相談窓口）

国の河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、事業者等の皆さまに対し、計画作成、訓練の実施等の技術的助言を行いますのでご活用ください。

- ▶ [災害情報普及支援室一覧](#)



# 浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消

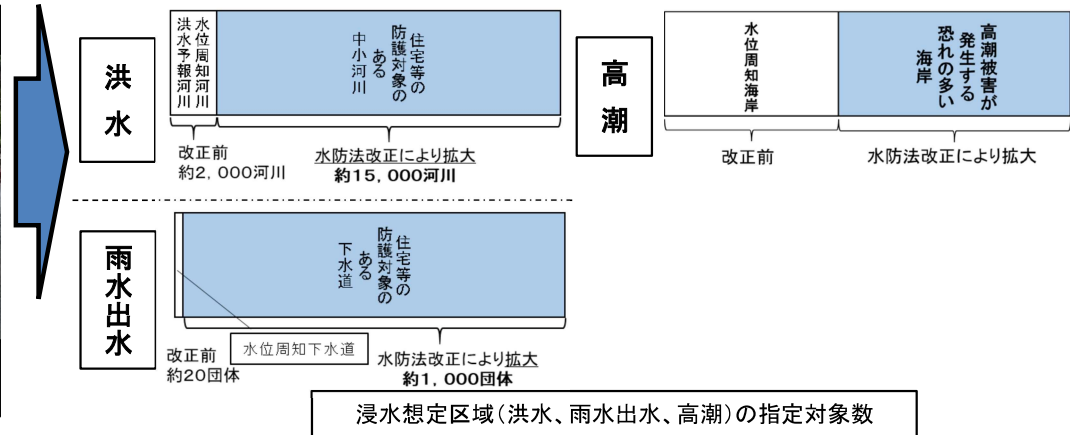
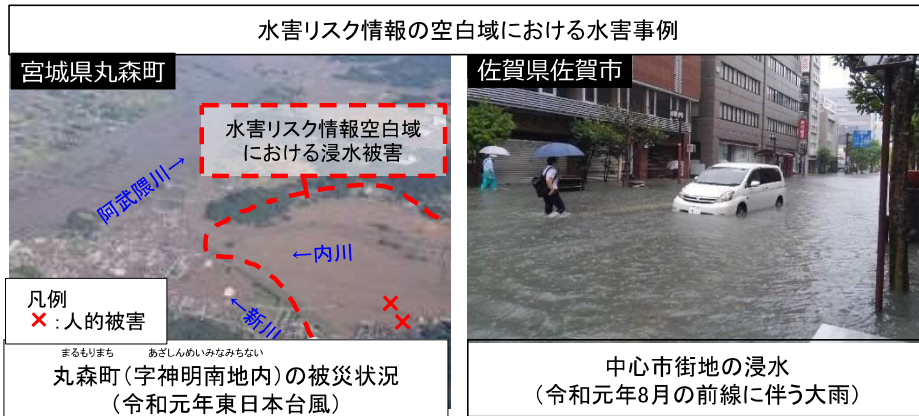
- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。 ※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

## ■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。

## ■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体、高潮(高潮浸水想定区域)が新たに指定対象として追加。



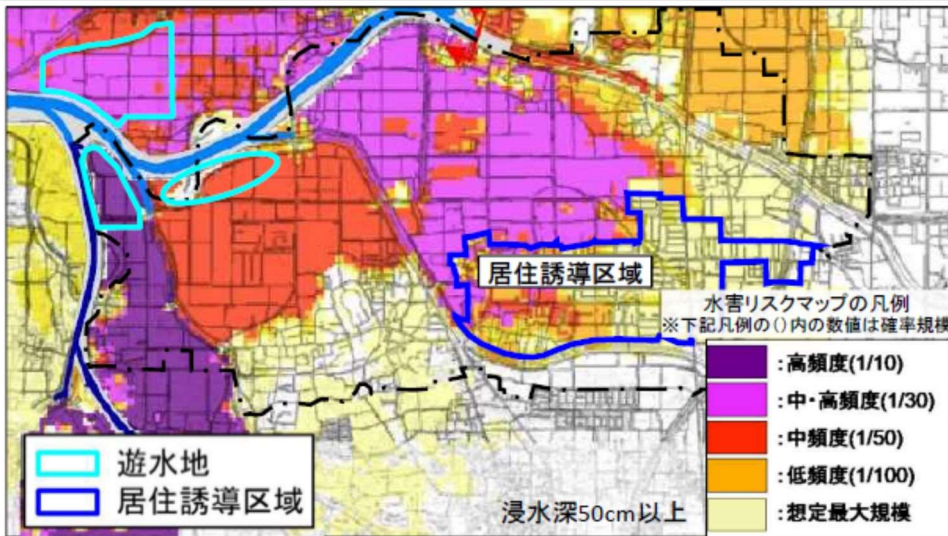
	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水 (河川)	令和7年度までに完了*	令和8年度までに完了目標
高潮 (海岸)		浸水想定区域図作成後速やかに作成
雨水出水 (下水道)	令和7年度までに約800団体完了*	

# 【参考】水害リスク情報の活用(水害リスクマップ)

- 浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップ(浸水頻度図)について、防災まちづくりを推進する地域における対策検討の充実に資するよう、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成。
- 水害リスクマップのベースとなっている多段階の浸水想定図をオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を推進。

## 防災まちづくりにおける水害リスク情報の活用推進

防災まちづくりを推進する市町村等を対象に、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成の上、治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用を推進することで、水害リスクの高い地域を避けた居住誘導や、浸水に対する住まい方の工夫等を促進。

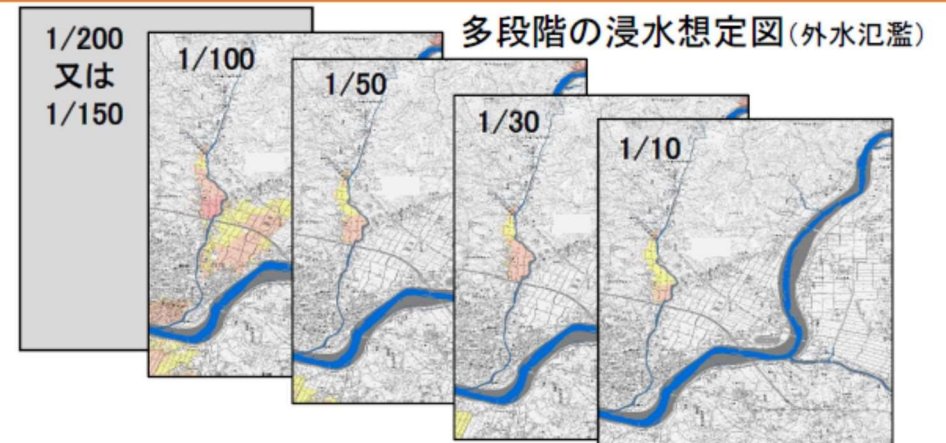


水害リスクマップを活用した防災まちづくり検討イメージ

令和4年12月に全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめたポータルサイトを開設

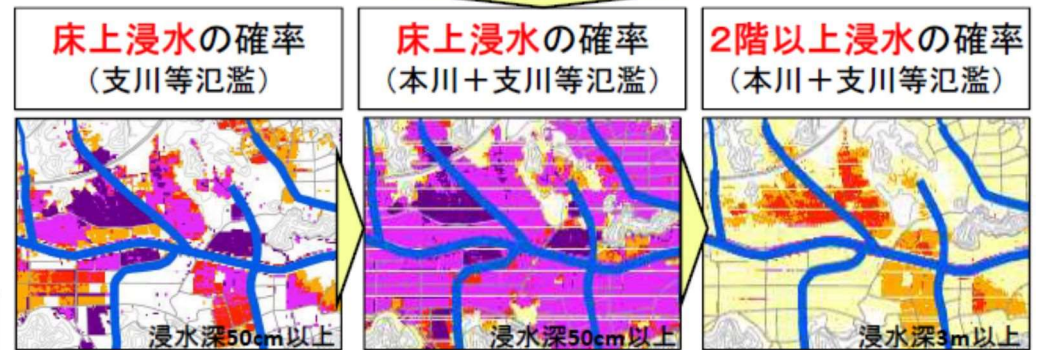


## 水害リスク情報の見える化



令和5年度よりオープンデータ化に着手し、民間等の様々な主体における利活用を促進

実感が得られる形で見える化



水害リスク表示のイメージ

# 水害、土砂災害に対する「備え」について

令和元年東日本台風



令和4年7月大雨



令和5年6月大雨



**自然災害の激甚化・頻発化**

**水害・土砂災害のリスクが増加**

県民の皆様へ

～6月1日からの**出水期**を  
迎えるにあたり～

① **地域のリスクを知る**

② **防災情報の確認**

③ **命を守るための行動**

# ① 地域のリスクを知る

想定される浸水範囲や浸水深など  
地域のリスクを把握しておきましょう！

避難場所や安全な避難ルート  
を考えておきましょう！

## 浸水ナビ

検索



アクセス用QR

## ハザードマップポータルサイト

検索



アクセス用QR

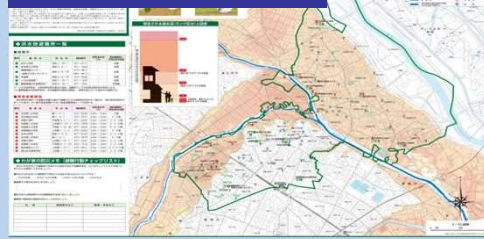
## アニメーション



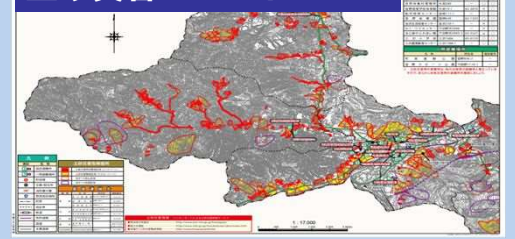
## シミュレーショングラフ



## 洪水ハザードマップ



## 土砂災害ハザードマップ

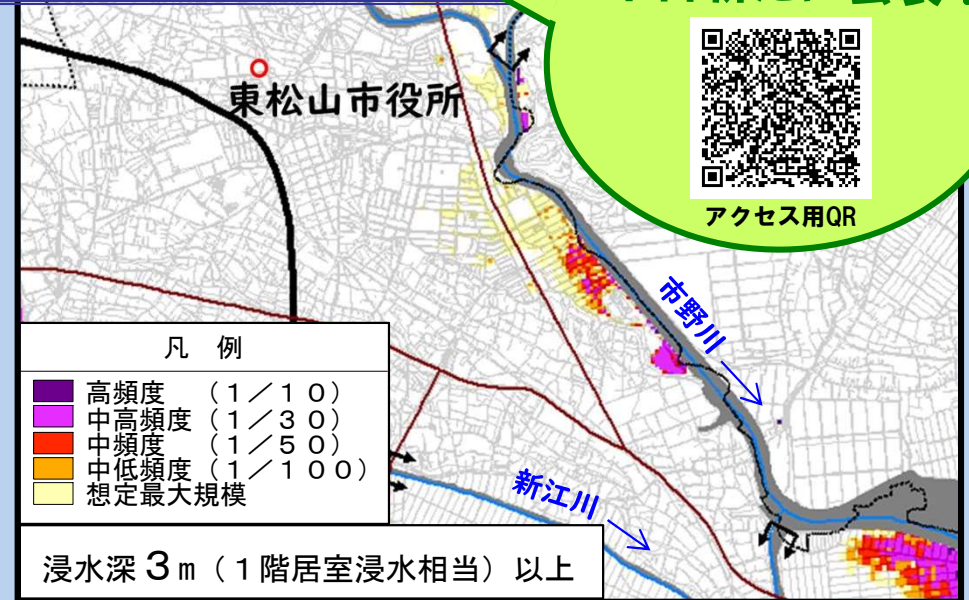
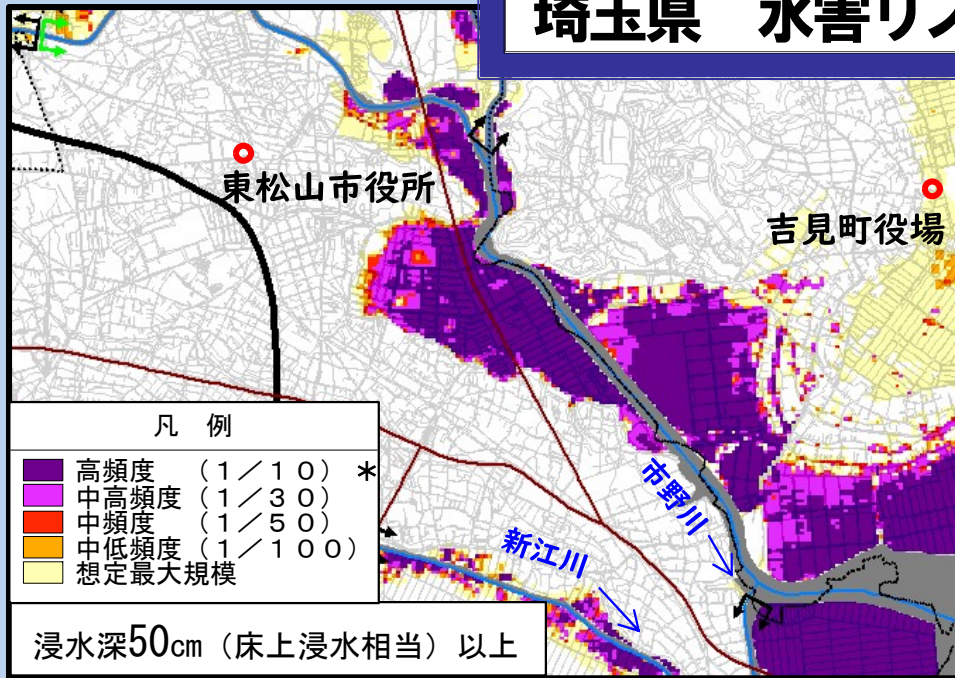


上記サイトは国土交通省のウェブサイトです

# ① 地域のリスクを知る

中高頻度で発生する降雨による地域のリスクを確認！

## 埼玉県 水害リスクマップ（浸水頻度図）



本日新たに公表！



アクセス用QR

\* 年超過確率 (1/○) : 毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/○ (○%)  
(例えば“高頻度 (1/10)”は、毎年、1年間に洪水により浸水深50cm以上となる確率が1/10 (10%) の地域を示しています。)

# ② 防災情報の確認

## 河川に関する防災情報をリアルタイムに入手！

昨日より、  
線状降水帯による  
大雨の呼びかけを  
県単位で開始

埼玉県川の防災情報 



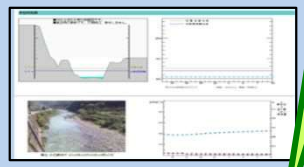
アクセス用QR



水位計とカメラの  
情報が更に充実！



水位・監視カメラ



洪水予報



埼玉県LINE公式アカウント 



登録サイト用QR

川の防災情報メール 



登録サイト用QR

- ・ワンクリックで全ての情報にアクセスが可能！
- ・複数の情報を地図に重ねて表示！

埼玉県知事記者会見

令和6年5月28日実施

# ③ 命を守るための行動

警戒レベルに応じて行動しましょう！

警戒レベル 4 ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**

5	緊急安全確保 〜〈警戒レベル4までに必ず避難!〉〜	 <b>全ての方</b> 高齢者や 障害のある方 危険な場所から <b>避難</b>
4	避難指示	
3	高齢者等避難	
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	
1	早期注意報 (気象庁)	

災害の危険性が高まった  
時は、躊躇なく避難



『共助』の精神をもって、  
近隣の方などに避難の声  
かけを



孫世代がおじいちゃん達の  
危険度を調べ、電話な  
どで避難を呼びかけ



国土交通省ウェブサイト